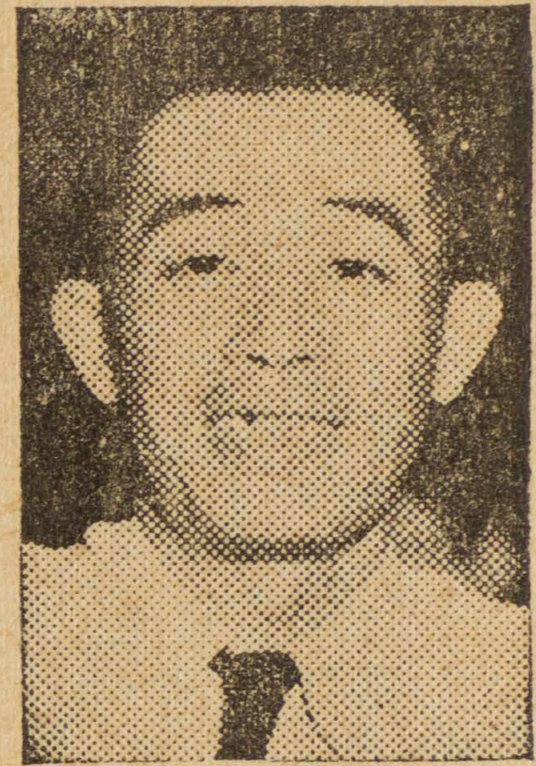


“不漁”は無い

NOV 5

揚野貫三郎氏歸布談



焼津の水産學校より招聘され、渡日した揚野貫三郎氏は大洋丸便で歸布し、昨日本社を訪問したが、在日中の同氏は鹿兒島の枕崎の水産學校試験場に在り、試験船に乗つて南洋及び文那近海にも赴いて尊い經驗を得たさうで、五年前と現在の日本漁業の驚くべき發展を語つたが、經驗漁業は全く科學漁業となり、天候相手に漁、不漁といふことは殆んどなくなつた、魚類の通り路は來年のことまで解つしをり、そこへ行つて漁獵するので漁獵は確實的のものになつて來てゐるといふことである、揚野氏は日本に當分滞在の豫定であつたが、水産學校の人々がハワイの話を聞いてそんなに多

數の同胞が居られ、水産業も有望といふのならハワイの漁業のために働くのが使命だと追ひ歸されるやうにして歸つて來ました、一燈園の天香さんもハワイに戻つて働けと勧められました日本の漁業界の人は波の上の日米問題のことなどは忘れて海の底の寶庫開拓に日本とアメリカが手を執つて働かうと大きい精神に燃えてゐます、私は又モロカイに暫らく歸つて水産界の復興に何か私が必要とされる時に起ちたいと思ひます云々との談片であつた

【寫眞は揚野氏】

酒類

簡便

上院法案第九號の現行酒類取締法修正案は既報の如く臨時縣會閉會前縣知事の否を覆へして法律となり効實施される事となつたに依り酒類鑑札所有者に對する從來の不公平と見做された取締規定は著るしく緩和されると共に掛代金支拂ひに對しては取締の強化を見るに至つた、則ち小賣商及びレストラン等の小賣鑑札所有者が卸商より掛に酒類を購入した場合は其の月末から四十五日間に之を支拂はねばならず、之に違反して期間内に支拂はぬ場合は第一回目の違反に對しては十日間、第二回目からは二十日間の鑑札停止を命ぜられ、其の期間内は酒類の販賣を許されぬ事となるので小賣鑑札者は注意が肝要である、從來十八、九歳の丁年者と見違ふ様な

り買つた丁年者自身せられる事となり、賣鑑札所有者では未成年にして知らず賣つた事をし得る途が開かれるにた、酒類の鑑札更新は來毎年七月一日より行る更新に對して二ヶ月から鑑札料を前納して漸く六月末にならねばされぬ實情であつたが、回の修正に依り特別の無き限り鑑札の更新は末に鑑札料を納付して下に附される事に緩和する事となつた、以上の實施に依り酒類鑑札所有者に對する取締りは著る緩和され便利となつたある

大洋丸の歸布者

大洋丸の歸布者